

独立行政法人家畜改良センター所有牛精液の 配布希望者を確認する公募に係る公示

令和2年4月17日

独立行政法人家畜改良センター
奥羽牧場長 瀧本昌彦

次のとおり、配布希望者を公募します。

1 公募内容

本件は、独立行政法人家畜改良センター所有牛精液（奥羽牧場保管分）の配布について、配布希望者を確認・決定するものである。

2 契約概要等

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (1) 事業名 | 独立行政法人家畜改良センター所有牛精液の配布 |
| (2) 事業の方針 | 公募説明書による。 |
| (3) 公募対象牛精液
及び配布予定価格 | 公募説明書による。 |
| (4) 引渡場所 | 公募説明書による。 |

3 配布の決定方法

配布希望者が提出した公募説明書による提案書の提案内容について、公募審査委員が審査し、適当と認められる場合に配布を決定し、契約を行う。

4 手続等

(1) 担当部局

〒039-2567 青森県上北郡七戸町字鶴児平1番地

独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場業務課（担当：小泉）

電話 0176-62-3281 ファクシミリ 0176-62-3283

Eメール：ohu-hansyoku@nlbc.go.jp

(2) 公募説明書の交付及び方法

奥羽牧場ホームページからのダウンロード等により取得すること。

なお、ファクシミリ又はEメールによる交付を希望する場合は、住所、会社名、担当者氏名及び電話番号等を上記（1）の場所に連絡すること。

- (3) 公募説明会の開催
開催しない。
- (4) 提案書の提出先について
公募説明書による。

5 公募説明書に対する質問

本公募説明資料に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。(様式自由)

- (1) 受付時間：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く、9時～17時まで
(12時～13時を除く)とする。
- (2) 提出場所：上記4の(1)担当部局あてとする
- (3) その他：書面を持参、郵送、ファクシミリ又はEメールにより提出すること。

6 質問に対する回答の方法

問合せの都度、個別に行う。

7 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語および通貨
日本語および日本通貨に限る。
- (2) 契約保証金
免除する。
- (3) 誓約書作成の要否
要
- (4) 提出書類の取扱
提出のあった書類等は一切返還しない。
- (5) その他
詳細は公募説明書による。

公 募 説 明 資 料

独立行政法人家畜改良センター所有牛精液の配布

令和2年 4月17日

独立行政法人家畜改良センター

奥 羽 牧 場

目 次

1	公募説明書	1
2	公募参加心得書	3
3	誓約書(案)	5
4	受領書	8
5	仕様書	9
6	応募資料作成基準	10

公募説明書

独立行政法人家畜改良センター所有牛精液（奥羽牧場保管分）の配布希望者を確認する公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

1 担当部局

〒039-2567 青森県上北郡七戸町字鶴児平1番地

独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場業務課（担当：小泉）

電話 0176-62-3281 ファクシミリ 0176-62-3283

Eメール：ohu-hansyoku@nlbc.go.jp

2 契約概要等

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 件名 | 独立行政法人家畜改良センター所有牛精液の配布 |
| (2) 事業方針 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 公募対象畜 | 〃 |
| (4) 配布期間 | 令和2年4月17日から令和3年3月31日 |
| (5) 引渡場 | 独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場 |
| (6) 配布価格 | 別紙仕様書のとおり |
| (7) 配布の決定方法 | 提案書を提出順に審査し、配布先を決定する。 |

3 公募説明書に対する質問

本公募説明資料に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。（様式は自由）

- (1) 受付時間：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く、9時から17時まで（12時～13時を除く。）とする。
- (2) 提出場所：上記1担当部局あてとする。
- (3) その他：書面を持参、郵送、ファクシミリ又はEメールによること。

4 質問に対する回答の方法

問合せの都度、個別に行う。

5 提案書等に関する事項

提案書等は別添応募資料作成基準により作成すること。

6 提案書等の提出及び場所

- (1) 提出時間：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く、8時30分から17時まで（12時～13時を除く。）とする。

(2) 提出場所：上記1担当部局

(3) その他：提出後の提案書の変更又は取消をすることはできない。なお、審査過程において、提案書について説明をお願いすることがあります。必要となった場合は、ご連絡いたします。

7. 公募参加の無効

別紙公募参加心得書において示した条件に違反した提案書は無効とする。

8 配布対象者の決定方法

提案内容の審査の結果、牧場長が配布対象者として適当と認めた者。

9 誓約書の提出

誓約書（案）（別紙1）に基づき、牛精液配布に係る誓約書を提出するものとする。

10 配布の方法

奥羽牧場において牛精液の引渡を受ける場合、事前に引渡可能時間を確認することとする。

精液の宅配を希望する場合は、輸送に係る経費は配布対象者の負担とする。

11 代金の納付

配布代金は、納付期限までに指定の振込先に納付するものとする。

12 受領書の提出

精液を受領した際には、受領書（別紙2）を提出するものとする。

13 その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 公募参加者は、別紙公募参加心得書の内容を遵守し、誓約書（案）（別紙1）及びその他附属書類を熟読のうえ参加すること。

(3) 交付した資料の返却は要しない。

(4) 本件に関する照会先は、上記1担当部局とする。

(5) 提案書の内容について、配布希望者の選定及び契約に係る手続き以外に無断で使用することはない。

(6) 提出された書類等は一切返還しない。

公 募 参 加 心 得 書

(応募等)

- 第1条 配布希望者は、公募に係る公示、公募説明書、誓約書（案）、仕様書及び応募資料作成基準を熟読のうえ、応募しなければならない。
- 2 配布希望者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 3 配布希望者は、配布決定後、第1項の書類について不明を理由に異議を申し立てることができない。

(応募の方法)

- 第2条 配布希望者は、提案書を直接、郵送又は宅配により提出しなければならない。

(公正な配布の確保)

- 第3条 配布希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(配布の取りやめ等)

- 第4条 配布希望者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な配布ができないと認められるときは、当該配布希望者を参加させず又は配布を延期し、若しくは取りやめることがある。

(応募の無効)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした応募
 - (2) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く応募
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募
 - (4) 明らかに連合によると認められる応募
 - (5) 提案書が牧場長又は公募審査委員の審査の結果採用されなかった応募
 - (6) その他応募の条件に違反した応募

(配布対象者の決定)

- 第6条 提案書の公募審査の結果により、牧場長が適当と認めた者を配布対象者とする。

(配布対象者の通知)

第7条 牧場長は、配布対象者として認められたか否かを応募者に対し通知する。

(契約を締結しない場合の違約金)

第8条 配布対象者は、提案書に基づき精液の引取及び精液代金の支払いを行わない場合は、天災地変その他不可抗力による場合を除き、牧場長に対して違約金として、配布価格の100分の5に相当する額を支払うものとする。

2 前項の違約金は、牧場長が発行する請求書により所定の期日までに支払うものとする。

(契約を締結できない場合)

第9条 配布通知後から契約締結までの間に天災その他、対象牧場の責に帰することのできない理由により配布不可能になり、牧場長から契約を締結できない旨を申し出た場合、配布対象者は牧場長に対して違約金の請求はできないものとする。

(提案書に使用する言語及び通貨)

第10条 提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(別紙1)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター奥羽牧場長 殿

住 所
氏 名 印

令和 年 月 日付けで提案した牛精液の配布を受けるにあたっては、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 公募時に示された、公募参加心得、公募説明書及び提出した提案書に記載した事項を遵守します。
- 2 貴職が発行する請求書により、納付期限までに指定の振込先に納付します。
- 3 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を貴職の請求により延滞金として納付します。ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 4 延滞金の端数金額を計算する場合は、家畜改良センターの規程より算出された額を納付します。
- 5 当該精液の引き渡しに要する費用は、当方で負担します。
- 6 当該精液を受領したときには速やかに受領書を提出します。
- 7 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部について解除をされても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。
 - (1) 貴職の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
 - (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により解約を申し出て、貴職が承認したとき
 - (3) 当方がこの契約に違反し、または正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
 - (4) この契約の履行にあたり、当方または当方の使用人等に不正の行為があったとき
 - (5) 当方が破産の宣告を受けた場合または、そのおそれがあると認められるとき
 - (6) 当方から契約の解除を申し出たとき
- 8 前項第1号の配布の取りやめ又は延期による場合、又は第2号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。
- 9 第7項第3号から第6号までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴職の請求により納付いたします。
- 10 当該精液の配布にかかる輸送中の事故については、貴職に対し損害賠償の請求は行いません。
- 11 当該精液の引き取り後において、瑕疵があることを発見した場合は、貴職と協議の上、その決定に従います。
- 12 当該精液について、衛生検査証明書に記載する疾患及び衛生検査証明書に記載する疾患以外の疾患等が、本契約による引き渡し時以降に発生または発見された場合においても、瑕疵担保責任その他何らの名目をもって損害賠償の請求をしません。
- 13 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款（以下、約款とする）の条項に合意します。
- 14 当該精液について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランドの価値の毀損が生じないよう適切に管理します。

- 15 当該精液について、貴職の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、貴職が求める場合には、当該記録を報告します。
- 16 貴職が求める場合には、約款第3条に定める第三者への譲渡契約に係る契約書等を提出します。
- 17 貴職から譲渡された精液の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液の品質について一切の責任を負います。ただし、当該精液について、貴職に明らかな過失があった場合には、この限りではありません。
- 18 約款に違反し、貴職から当該精液の返還を求められた場合は、返還します。
- 19 前項の場合において、当該精液のうち、利用または廃棄をしたもの以外のものを自費において、ただちに貴職に返還します。ただし、約款第3条に違反していない場合には、当該精液の返還はしません。
- 20 その他上記の誓約内容にない事項及び疑義については、貴職と協議の上、その決定に従います。

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第1条 総則

譲渡者（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の牛をいう。）に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡（有償無償を問わない。）に係る契約については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。

第2条 国外利用及び目的外利用の禁止

乙は、甲から譲渡された精液等を、日本国外で利用してはならず、また、我が国における肉用牛の改良増殖の推進以外の目的のために利用してはならない。

第3条 第三者への譲渡

乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。

(別紙2)

受領書

令和 年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター奥羽牧場長 殿

住所
氏名 印

下記のとおり、令和 年 月 日付け 第 号配布通知に基づき受領しました。

記

1. 配布精液の名号等

種類	区分	品 種	名 号	数 量	備 考

2. 受領時期

令和 年 月 日

(別紙3)

仕 様 書

1 件 名

独立行政法人家畜改良センター所有牛精液（奥羽牧場保管分）の配布

2 事業方針

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）では、我が国の家畜改良及び増殖並びに飼養管理の改善を図るため、センターが所有する種雄牛精液を配布することとします。

3 公募対象牛精液

- (1) 公募対象牛精液は別紙4のとおりです。
- (2) 精液の配布価格（税込）は、1本あたり550円です。
- (3) 配布する精液は凍結精液です。

4 配布条件

- (1) 当該精液を用いて人工授精を実施する繁殖雌牛は、原則として一般社団法人日本短角種登録協会の子牛登記または本登録以上の登録証明書を有する個体としてください。
- (2) 生産された産子については、原則として子牛登記を行うこととしてください。
- (3) 生産された産子のうち雌については、可能な限り保留し繁殖用の雌として供用してください。
- (4) 配布希望本数については、飼養繁殖雌1頭あたり概ね2本以内としてください。

5 提案内容

- (1) 応募者は別添応募資料作成基準の様式に従い、提案書を作成し提出してください。
- (2) その他の事項
審査過程において、提案書について説明をお願いすることがあります。必要となった場合は、ご連絡いたします。

(別紙4)

日本短角種の凍結精液の供給可能リスト(令和2年度予定)

No	品種	略号	名号	ふりがな	価格 (税抜)	譲渡可能 本数	登録番号	生年月日	体格 得点	遺伝性 疾患	本牛検定 成績	父		母		母の父		系統	備考	
												名号	登録番号	名号	登録番号	名号	登録番号		DG	皮下 脂肪
1	日本短角種	ホウ-50	屋橋2341	ほしひ	500	要相談	本 1155	H2.11.2	81.0	未	未検定	福礼1035	本 444	ひかず1926	本 17773	波積1506	本 661	豊豊系	-	-
2	日本短角種	ホウ-33	満伯2484	みつはく	500	要相談	本 1235	H4.10.25	81.6	未	未検定	秋蛇1315	本 590	はくさくら2012	本 21033	福樺1007	本 428	豊豊系	1.53	76.1
3	日本短角種	ホウ-32	石深2475	いしふか	500	要相談	本 1234	H4.10.18	81.0	未	未検定	麻琴86	本 895	ふかず	本 17413	琴類1019	本 429	香梅系	1.39	92.9
4	日本短角種	ホウ-47	若莖2423	わかひし	500	要相談	本 1204	H3.11.4	82.1	未	未検定	若花	本 772	ひしがい1861	本 17398	大幸	本 582	王将系	1.49	74.8

独立行政法人家畜改良センター所有
牛精液の配布

応募資料作成基準

令和2年 4月17日

独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場

本書は、独立行政法人家畜改良センター所有牛精液（奥羽牧場保管分）の配布希望者を確認する応募資料作成基準を取りまとめたものである。

第1章 独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場が公募参加者に提示する資料及び公募参加者が提出すべき資料

独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場（以下「奥羽牧場」という。）は、公募参加者に表1に示す資料を提示する。公募参加者は、それを受け、表2に示す資料を作成し、奥羽牧場に提出すること。

[表1 奥羽牧場が公募参加者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 公募参加心得書	公募に関する注意事項を記述。
② 誓約書（案）	配布にあたり提出を求める誓約書内容を記述。
③ 仕様書	センター所有牛精液の配布に係る仕様を記述（事業の実施方針等）。
④ 応募資料作成基準	（本書）

[表2 奥羽牧場に提出する資料]

資料名称	資料内容
提案書	仕様書に記述された提案内容について、どのように実現するかを説明したもの。 第3章の提案書雛形に沿って記載されたもの。

第2章 提案書の構成及び作成要領

2.1 提案書の構成及び記述事項

提案書は、表3の項番、項目に従い、内容を十分に理解した上で記述すること。

[表3 提案書目次]

提案書 目次項番	項目
1	提案内容
2	配布希望時期
3	配布精液を使用する場所等
4	その他

2.2 提案書様式

- ① 提案書は第3章「提案書雛形」を参考に作成する。
- ② 提案書はA4判にて、1部提出すること。

2.3 留意事項

- ① 公募参加者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料が対応するように作成すること)。
- ② 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではない場合は、提案書の審査を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第3章 提案書雛形

3.1 提案書雛形

具体的な提案書の内容は提案書雛形(別紙)を参照すること。

3.2 提案書雛形を使用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容を示しているため、参加者は、提案書雛形を参考に提案書を作成すること。

提案書雛形（別紙）

年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター奥羽牧場長 殿

公募参加者の住所、電話番号及び氏名
住 所
電話番号
氏 名 印

提案書

独立行政法人家畜改良センター所有牛精液の配布応募資料作成基準に従い、下記のとおり提案します。

記

1. 提案内容

(1) 配布を希望する牛精液の品種、本数等

品種	名号	本数	備考
日本短角種		本	

(2) 配布申請理由

2. 配布希望時期

令和〇〇年〇月〇日

3. 配布精液を使用する場所等

(1) 飼育場所の住所、氏名

住所
氏名

(2) 飼育管理の概要

<input type="radio"/> 日本短角種繁殖雌牛飼養頭数 血統登録証明書を有するもの	頭
<input type="radio"/> 配付希望時期から1年間の日本短角種繁殖計画 交配予定頭数	頭

4. その他

(1) 受取の方法

奥羽牧場にて受取

(2) その他